



しあわせ信州



長野県(教育委員会) プレスリリース 令和元年(2019年)7月19日

長野市、中野市、生坂村に所在する 4か所計 18 件の 建造物が国の登録有形文化財に登録されます。

本日、令和元年7月19日(金)に開催された文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記建造物の登録について、文化審議会から文部科学大臣への答申が行われました。

今後、官報告示を経て、登録有形文化財に登録されます。

文化財の概要 詳細・問い合わせ先は別添資料参照

名称	員数	建築年代等	所在地
小坂家住宅主屋	1棟	江戸末期	長野市大字村山 字市ノ口282 他
小坂家住宅米蔵	1棟	安政2年(1855)	
小坂家住宅裏倉庫	1棟	明治後期	
小坂家住宅農機具庫	1棟	明治後期	
小坂家住宅味噌蔵	1棟	明治前期 平成18年改修	
小坂家住宅長屋門	1棟	明治前期	
小坂家住宅裏門	1棟	明治後期	
小坂家住宅土塀	1棟	明治後期	
光林寺経蔵	1棟	慶応元年(1865)昭和40年改修	長野市篠ノ井小 松原2329
光林寺鐘楼	1棟	天保元年(1830)	
光林寺山門	1棟	文政9年(1826)	
旧片山家住宅主屋(小内八幡神社社務所)	1棟	明治前期 昭和前期増築	中野市大字安源 寺字石原566-1
旧平林家住宅(一星亭)主屋	1棟	江戸後期 明治前期増築	東筑摩郡生坂村 5497
旧平林家住宅(一星亭)東土蔵	1棟	天保11年(1840)	
旧平林家住宅(一星亭)西土蔵	1棟	安政3年(1856)	
旧平林家住宅(一星亭)南土蔵	1棟	安政6年(1859)平成20年代改修	
旧平林家住宅(一星亭)物置	1棟	昭和前期	
旧平林家住宅(一星亭)南門	1棟	江戸後期	

本件が登録されますと、県内の登録有形文化財は、551件(建造物550件、美術工芸品1件)になります。



— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

学び応援キャラクター「信州なび助」
©長野県教育委員会信州なび助

長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課文化財係
(課長)小林 司 (担当)市川 厚
電話 026-235-7441(直通)
026-232-0111(代表)内線4430
FAX 026-235-7493
E-mail bunsho@pref.nagano.lg.jp

名主や堰守などの要職を務めた豪農の住宅

小坂家住宅主屋など 8 件

長野市の千曲川左岸に位置する、江戸時代に名主を務めた農家。敷地の中央に南面して建つ茅葺きの主屋は、座敷の造作も良好に保存し、北信地方民家の特徴を示す大型住宅。敷地南西隅に米蔵が建ち、敷地北東隅に西から裏倉庫、農機具庫が裏門を挟んで建つ。東側の前面道路に沿って、北東隅の農機具庫に続き南に向かって長屋門と味噌蔵が並び建つ。裏倉庫から米蔵の間には北面と西面の敷地境界に沿って、土塀が矩折れに廻る。いずれも保存状態は良く、豪農の屋敷構えを今に伝える。



主屋外観

写真提供：長野市教育委員会



〔問い合わせ先〕長野市教育委員会 文化財課 電話 026-224-7013

高台に境内を占める寺院の経蔵・鐘楼・山門

光林寺経蔵など 3 件

光林寺は高台に境内を占める浄土宗寺院。慶応元年（1865）建立の経蔵は、境内南寄りに北面して建つ土蔵造りで、屋根は宝形造り鉄板葺き、正面入口と側面の窓に花頭杵をつくる。内部には明治13年製の八角輪蔵を納める。天保元年（1830）建立の鐘楼は、境内北東隅に建つ入母屋造り棧瓦葺きで、禅宗様を基調とし、随所を力強い彫刻で飾る、境内のシンボルとなる鐘楼。文政9年（1826）建立の山門は、境内東辺中ほどの入口に東面して構える薬医門で、随所を飾る華やかな彫刻や絵様は見応えがある。



鐘楼外観

写真提供：長野市教育委員会



〔問い合わせ先〕長野市教育委員会 文化財課 電話 026-224-7013

農家住宅とは異なる社家住宅の様相を伝える

旧片山家住宅主屋（小内八幡神社社務所）1件

中野市市街地西方の小内八幡神社境内にあり、同社神主片山家の住宅として建てた。木造2階建て茅葺き金属板仮葺きで、**盃壇の間**と呼ぶ**潔斎**の場を持つなど、農家住宅とは異なる社家住宅の様相を伝える。



主屋外観

写真提供：中野市教育委員会



【問い合わせ先】中野市教育委員会 生涯学習課 電話 0269-22-2111（内線424）

旧道沿いの景観を形成する近世に庄屋を務めた農家

旧平林家住宅（一星亭）主屋など6件

平林家は近世に庄屋を務めた農家。主屋は敷地中央に南面して建つ、木造2階建てで、当地で盛行した煙草生産の名残りを留める大型民家。主屋北側背面に東土蔵と西土蔵が並び建つ。東土蔵は天保11年（1840）の建築で、掛け子塗りの土戸など丁寧な左官仕事でつくる。西土蔵は安政3年（1856）の建築で、規模が大きく、東土蔵とともに重厚な街路景観を形成。安政6年（1859）建築の南土蔵は、主屋南西側に建ち、主屋とともに往時の屋敷構えを伝える幕末の土蔵。物置は敷地東側北端に建つ、木造平屋建て切妻造り棧瓦葺きで、村道に面する東面の南寄りに出入口を設ける。南門は、主屋南東隅から東に延びる間口4間の門で、主屋東側の庭へ通じる。現在は生坂村の所有で、今後の活用を検討中。



主屋外観

写真提供：生坂村教育委員会



【問い合わせ先】生坂村教育委員会 社会教育係 電話 0263-69-2500

【参考】登録有形文化財登録基準

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの
(1)国土の歴史的景観に寄与しているもの (2)造形の規範となっているもの (3)再現することが容易でないもの